

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市観音寺515番地			地位の承継	承継人の住所及び氏名
	辻谷由美				
開発許可の年月日及び番号	平成28年 5月12日	建指起第567号-2		承継(受理)年月日	承継の原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 観音寺新町四丁目 30番			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること。 (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること。 (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること。 (4)法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません。
	開発区域の面積	1,438.42 m <sup>2</sup>	工区別面積		
	予定建築物等	共同住宅 (自己用以外)			
	法第41条第1項の規定による制限の内容				
変更許可	年月日	変更の内容			
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号	
		平成28年 6月24日	平成28年 6月30日 建指起第1299号-3	平成28年 7月 5日 第 134号	